

近江八幡市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

近江八幡市

1 促進計画の区域

①法第3条第3項第1号（多面的機能支払）

- ・本市の農業振興地域、市街化区域内農地および用途地域内農地の全域とする。
- ・別紙区域図のとおりとする

②法第3条第3項第3号（環境保全型農業直接支払）

- ・本市の農業振興地域の全域とする。
- ・別紙区域図のとおりとする

2 促進計画の目標

1. 近江八幡市域

(1) 現況

本地域は、鈴鹿山脈西麓から琵琶湖へ流下する諸河川が形成した扇状地性低地で、湖岸一帯の極めて平坦な三角州と後背湿地に広がる田園地帯であり、豊富な水資源を活用した稲作を中心とした、営農が行われている。

水郷ブランド農産物としてブランド化を行っていることもあり、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及している。

営農形態については、農業生産法人や集落営農、認定農業者による営農が中心となっており、担い手への集積が進んでいる。しかしながら、農業者の高齢化が進んでおり集落営農等の後継者不足とそれに伴う農道や用排水路の維持管理の担い手不足が課題となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

併せて、同項第3号に掲げる事業にも取り組むことにより、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及し、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	近江八幡市域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし